

資 料 編

1 用語集（廃棄物処理に係る用語、制度、施設等の紹介）

数字

【30・10（サンマル・イチマル）運動】

食品ロス削減に向けた取組の一つで、会食時の最初の30分、最後の10分は料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動のこと。平成23(2011)年に長野県松本市が提唱し、現在類似の運動を含めて、多くの自治体に広がっている。

岡山県では、「おかやま・もったいない運動」の一環として、「おかやま30・10運動」に取り組んでいる。

【3R（スリーアール）】

廃棄物の発生抑制（リデュース、Reduce）、再使用（リユース、Reuse）、再生利用（リサイクル、Recycle）の3つの頭文字をとったもの。平成11(1999)年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」（循環経済ビジョン）が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。

3Rに以下の言葉を加え、4R・5R等と呼ぶ場合もある。

リフューズ（断る）マイバッグを持参してレジ袋を辞退するなど、ごみになるものの受け取りを断る。

リペア（直す）壊れても修理して使う。

リターン（戻す）携帯電話など使用後は購入先に戻す。

リフォーム（改良する）着なくなった服などを作り直す。

ローマ字

<p>【B-net】</p> <p>⇒「中四国環境ビジネスネット（B-net）」の項を参照。</p>
<p>【EPR】</p> <p>拡大製造者責任（Extended Producer Responsibility）の略。生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。</p>
<p>【FIT】</p> <p>⇒「固定価格買取制度（FIT）」の項を参照。</p>
<p>【ISO14001】</p> <p>ISO（国際標準化機構、International Organization for Standardization）の環境マネジメントシステム規格。Plan（計画）、Do（実施）、Check（確認・評価）、Action（見直し）といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。</p>
<p>【PCB】</p> <p>ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyls）の略。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油や感圧複写紙など様々な用途に使用されていたが、昭和43(1968)年にPCBの混入した米ぬか油が原因で健康被害（カネミ油症事件）が発生し大きな社会問題となったことなどから、昭和49(1974)年には製造・輸入が禁止された。PCB廃棄物の処理施設の設置が進まなかったことから、PCB廃棄物が各事業者等によって長期間にわたり保管されていたが、平成13(2001)年に施行されたPCB廃棄物特別措置法に基づき、国主導で全国5か所に処理施設が整備されるなど、PCB廃棄物の適正な処理が進められている。</p>
<p>【PCB特別措置法】</p> <p>正式名称は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号）。PCB廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律。処分そのものを一定期間（法律施行より15年）内に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。</p>
<p>【PFI】</p> <p>プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（Private Finance Initiative）の略。公共事業に民間企業の資金やノウハウを導入して社会資本を整備・管理する方式で、競争原理の導入による事業コストの低減、安価で質の高いサービスの提供が期待されている。</p>

【SDGs】

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。令和12(2030)年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効利用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示している。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



あ行

<p>【アースキーパーメンバーシップ】</p> <p>地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動についての取組事項を実行する県民・事業者を、会員（地球（アース）を守る人（キーパー））として募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14(2002)年9月に県が創設した制度。</p>
<p>【アスベスト】</p> <p>石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車等多くの用途で使用されてきた。しかし、発がん性物質であることから、平成17(2005)年7月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成18(2006)年9月から原則全面使用禁止となった。一部の古い建築物等に残っているものがあるため、その除去や処理の方法について大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。</p>
<p>【アダプト】</p> <p>住民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子（英語でadopt）とみなし、定期的に清掃や美化活動を行うもの。</p>
<p>【一般廃棄物】</p> <p>家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。</p>
<p>【エコアクション21】</p> <p>ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める、国内認証の環境マネジメントシステム。</p>
<p>【エコビジョン】</p> <p>⇒「岡山県環境基本計画（エコビジョン）」の項を参照</p>
<p>【岡山エコ事業所】</p> <p>事業者が自ら環境保全に関する取組方針、取組内容等を定期的に公表するなど、循環型社会の形成のための取組が先進的かつ優秀な事業所として県が認定した事業所。平成13(2001)年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成16(2004)年2月から募集している。</p> <p>エコ事業所は、廃棄物の排出抑制と循環資源の利用に積極的に取り組んでいる「ゼロエミッション事業所」、再生品の購入等に積極的に取り組んでいる「一般事業所」、再生品の販売等に積極的に取り組んでいる「小売店」の3部門について認定している。</p>
<p>【おかやまグリーンバイオ・プロジェクト】</p> <p>岡山県内の間伐材や製材端材等の木質バイオマスの利活用による新産業の創出を目指し、県内企業等による高機能で付加価値の高い新素材であるセルロースナノファイバー（CNF）や、CNFをはじめとする木質バイオマスを利活用した製品・用途に係る研究開発及び事業化の推進などに取り組んでいる。</p>

【岡山県エコ製品】

県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13(2001)年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14(2002)年10月から募集している。

主な認定品としては、再生PET樹脂を使用した制服・作業服等、高炉スラグ等を使用したプレキャストコンクリート製品、建設発生土・建設汚泥等を原材料とした改良土などを認定している。

【岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画】

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律に基づき、平成27(2015)年3月に策定したもので、行政、民間団体等多様な主体による役割分担と連携、協力を通じて、海ごみ（海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみ）の円滑な回収、処理及び発生抑制対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針や課題解決の方向性を示すもの。

【岡山県環境基本計画（エコビジョン）】

岡山県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本条例第10条に基づき知事が定める計画。平成10(1998)年3月に策定したのち、平成19(2007)年度に社会情勢の変化を踏まえて全面的に見直し、令和2(2020)年までの長期的な目標と施策の大綱を示す新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）を策定した。さらに、新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）の期間満了に伴い、令和3(2021)年2月に新たに「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」を策定した。

当該計画は、岡山県廃棄物処理計画の上位計画に当たる。

【岡山県環境審議会】

環境基本法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係行政機関職員40名以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

【岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議】

廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するために平成12(2000)年4月1日に設置した、学識経験者、事業者団体等、NPO等、義務教育関係者、市町村、一部事務組合又は広域連合で構成する外部有識者会議。

廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案、岡山県環境基本計画に定める基本目標「循環型社会の形成」に関する重点プログラムの推進、その他前条の目的を達成するために必要な事業の実践を事業内容とする。

【岡山県災害廃棄物処理計画】

⇒「災害廃棄物」の項を参照

【岡山県産業廃棄物処理税】

産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成15(2003)年4月から導入した法定外目的税で、排出事業者又は中間処理業者（最終処分場に産業廃棄物を搬入する者）を納税義務者として、最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円の課税を行っている。税収は、循環型社会の構築を推進するため、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つの使途を柱として各種事業に活用している。

【岡山県循環型社会形成推進条例】

岡山県における循環型社会の形成について、基本原則を定めるとともに、県、事業者、県民の責務を明らかにし、県の行う基本的な施策等を定めることにより循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための条例。

【岡山県循環資源総合情報支援センター】

岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、企業間における循環資源に関する情報交換の促進や、循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識向上を図るために必要な情報提供等を行う者として知事が指定した機関。公益財団法人岡山県環境保全事業団を平成16(2004)年3月に指定。

【岡山県地球温暖化防止行動計画】

県内の温室効果ガスの排出量削減目標や、各主体の排出抑制活動への施策など、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにした計画。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定しているもので、平成28(2016)年度に見直しを行い、令和12(2030)年度までを期間とする計画としている。なお、この計画（区域施策編）とともに、県自らの事務事業に関する削減計画（事務事業編）を別途策定している。

【岡山県廃棄物処理計画（本計画）】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県内の廃棄物の減量化、リサイクルや適正処理の推進等に関し、目標の設定やその達成に向けた基本施策の方向性などを定めたもの。

【岡山県分別収集促進計画】

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）に基づき、市町村が策定した市町村分別収集計画（容器包装廃棄物の排出量の見込や分別区分等を定めたもの）をとりまとめたもので、3年ごとに5年を1期として定めるもの。

【岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画】

平成13(2001)年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）第7条の規定により、岡山県廃棄物処理計画及び国が平成15(2003)年4月に策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（PCB廃棄物処理基本計画）に即して、岡山県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的に、令和8(2026)年度までを計画期間として策定された計画。

<p>【おかやま30・10運動】</p> <p>⇒「30・10運動」の項を参照</p>
<p>【おかやま・もったいない運動】</p> <p>平成18(2006)年度から、循環型社会の形成に向けた3R（スリーアール）（「ごみを減らす（リデュース）」、「再使用する（リユース）」、「再生利用する（リサイクル）」）の取組を全県的に推進するため、実施している運動。</p>
<p>【汚水処理人口普及率】</p> <p>下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設をどれだけの人が利用可能であるか、汚水処理施設の利用者を総人口で除した割合。</p>
<p>【汚泥再生処理センター】</p> <p>し尿及び浄化槽汚泥に加え、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し資源を回収する施設。この施設の特徴は、従来のし尿処理施設の持つ「し尿及び浄化槽汚泥を所定の水質まで衛生的に処理する」機能を保持しつつ、処理対象物に生ごみ等の有機性廃棄物を含め、処理工程にエネルギー回収・利用設備、資源化設備を有している。</p>

か行

<p>【海岸漂着物処理推進法】</p> <p>正式名称は「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）。海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（海岸漂着物対策）を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めたもの。</p>
<p>【ガス化溶融・改質施設】</p> <p>ガス化溶融施設とは、ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を溶融する施設（化石燃料等の外部エネルギーを用いる方式もある）。熱分解と溶融を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。これに対して、ガス化改質施設では、発生した熱分解ガスを改質し回収する方式が多い。</p>
<p>【合併処理浄化槽】</p> <p>し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。水質汚濁の原因として生活排水の影響が大きくなっており、対策として、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及促進、単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への転換を進めている。</p>
<p>【家電リサイクル法】</p> <p>正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年法律第97号）。テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対しては引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。</p>

【環境会計】

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し、伝達する仕組み。

【環境基本計画】

⇒「岡山県環境基本計画（エコビジョン）」の項を参照

【環境マネジメントシステム】

企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、（１）環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、（２）これを実行、記録し、（３）その実行状況を点検して、（４）方針等を見直すという一連の手続。ISO14001もその一つ。

【グリーン購入】

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成12(2000)年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課せられ、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

【クリーンライフ100構想】

汚水処理施設整備率100%を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。

【建設リサイクル法】

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の分別解体及び再資源化等を義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。

【公共関与臨海部廃棄物処分場】（水島埋立処分場第2処分場）

県が策定した公共関与臨海部新処分場基本構想に基づき、公益財団法人岡山県環境保全事業団が倉敷市水島沖水面で進めていた公共関与臨海部新処分場（埋立面積 229,000㎡、埋立容量 2,400,000㎡）。

平成21(2009)年4月から稼働している。



【公共下水道】

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであって、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう」と定義されている。

【小型家電リサイクル法】

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）。使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的に定められた法律。市町村が回収対象品目や回収品目を独自に設定し、国から再資源化事業計画の認定を受けた認定事業者が再資源化を図る中で、自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度。

【固定価格買取制度（FIT）】

再生可能エネルギー源（太陽光・風力・水力（3万kW未満）・地熱・バイオマス）を用いて発電された電気を、一定期間、国が定める価格により電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくもの。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する賦課金によって賄われる。

【ごみ処理基本計画】

市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理を推進するために必要な事項を定めたもの。

【ごみゼロガイドライン】

岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。

さ行

【災害廃棄物】

災害によって生じた廃棄物の総称。多様なものが一度に大量に発生し、被災地の早期復旧・復興の妨げになるため、処理主体である市町村が、適正かつ円滑・迅速に処理を行う必要がある。

【災害廃棄物処理計画】

自治体が被災することを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平常時に計画としてとりまとめるとともに、支援自治体となることも想定し、必要となる事項を計画としてとりまとめた、各都道府県及び市町村が定める計画。

岡山県では、平成28(2016)年3月に「岡山県災害廃棄物処理計画」として策定。また、平成30年7月豪雨時の対応を踏まえ、より実効性のある処理計画とするため、令和2(2020)年3月に、改訂を行った。

【最終処分場】

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理などを経て最終的には原則として埋立処分される。最終処分場は、埋め立てる廃棄物の性状によって、しゃ断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の3つの異なる構造に分類される。

<p>【産業クラスター】</p> <p>⇒「循環型産業クラスター」の項を参照</p>
<p>【産業廃棄物】</p> <p>事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものも多い。</p> <p>産業廃棄物のうち、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等、廃石綿等、基準に適合しない汚泥等）など、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」という。</p>
<p>【産業廃棄物監視指導員】</p> <p>県が産業廃棄物の不法投棄等の監視業務を行うため、各県民局及び地域事務所に配置している職員。</p>
<p>【自動車リサイクル法】</p> <p>正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）。自動車製造業者等の関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、使用済自動車の解体・破砕によって生じるフロン類、エアバッグ、シュレッダーダスト（車体破砕後に残る破砕くず）の3品目を引き取り・リサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度。</p>
<p>【集落排水施設】</p> <p>農業集落等におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。</p>
<p>【循環型産業クラスター】</p> <p>産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再利用等に関し、競争力のある産業や技術を核に、関連する様々な業種の企業とこれを支援する機関（大学、研究機関、産業支援機関等）が、ブドウの房のように近接しながら有機的なネットワークを形成し、競争力のある集団を形成している状態のこと。</p>
<p>【循環型産業クラスター形成促進事業】</p> <p>産業廃棄物の資源としての利活用による新技術・新商品の開発に向けた企業間又は企業と研究者間のマッチングや、開発に必要な資金の補助を通じて、循環型社会の形成と環境産業の振興を目指す事業。</p>
<p>【循環型社会】</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用、再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。</p>
<p>【循環資源】</p> <p>廃棄物及び使用済製品や副産物等のうち有用なもの。</p>

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律（平成12年法律第110号）。

【食品リサイクル法】

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」（平成12年法律第116号）。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本事項を定めるとともに、登録再生利用業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とする法律。

【食品ロス】

まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいい、日本の食品廃棄物等が年間2,531万トンあるうち、食品ロスは600万トンと推計されている（農林水産省及び環境省による平成30(2018)年度推計値）。事業活動に伴って発生する事業系食品ロスと、各家庭から発生する家庭系食品ロスの2種類に分けられる。

【新潟県ごみ処理広域化計画】

平成9(1997)年5月の旧厚生省通知に基づき、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理、マテリアル・サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、ごみ処理コストの削減を目的として平成10(1998)年3月に策定した「新潟県ごみ処理広域化計画」について、構成市町村のブロック割等の見直しを行い、平成19(2007)年度から平成28(2016)年度を計画期間として、平成19(2007)年3月に策定したもの。

第4次新潟県廃棄物処理計画においては、新潟県ごみ処理広域化計画で示されたブロック割の枠組を今後も継続していくものとしている。

【スーパーエンバイロメントハイスクール】

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行うものとして県から指定を受けた高等学校。カリキュラムの開発や大学・研究機関との連携についての研究を通じて、環境問題を正しく理解する人材を育成するとともに、環境教育に関する教材を開発する。

【水銀による環境の汚染防止に関する法律】

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について定めたもの。

【ストックマネジメント】

既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことを「ストックマネジメント」という。廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短い上、高額な整備費がかかる。一方で国及び地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっている。

<p>【スマートコミュニティ】</p> <p>一定の地域の中で、新エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等の導入によって自立分散型のエネルギーシステムを構築し、エネルギーの自給や効率的なエネルギー利用を図るもの。</p>
<p>【生活排水】</p> <p>調理、洗濯、入浴、し尿など日常生活に伴い排出される排水。生活排水のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」という。</p>
<p>【セルロースナノファイバー】</p> <p>木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ（1mmの百万分の1）にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源であり、軽量・高強度、高比表面積、低熱膨張性、高増粘性といった特徴を兼ね備えていることから、新たな機能を持つ素材として期待され、その製造方法や用途の開発が国内外で盛んに行われている。</p>
<p>【ゼロエミッション】</p> <p>産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成6(1994)年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。</p>

た行

<p>【ダイオキシン類】</p> <p>有機塩素化合物である「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」、「ポリ塩化ジベンゾフラン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）」の総称。物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質であり、高濃度に暴露された場合は、人に対する発がん性があるとされている。平成12(2000)年1月にダイオキシン類の排出規制等を目的としたダイオキシン類対策特別措置法が施行された。</p>
<p>【第3次晴れの国おかやま生き生きプラン】</p> <p>全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を基本目標として、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想（2040年頃を展望）と、その実現に向けて、令和6(2024)年度までに重点的に取り組む行動計画という二つの性格を併せ持つ本県のマスタープラン。</p>
<p>【脱炭素社会】</p> <p>地球温暖化につながる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。</p>
<p>【単独処理浄化槽】</p> <p>し尿だけを処理する浄化槽。汚泥除去効果が低い上、生活雑排水（台所・洗濯・風呂からの排水）を処理できないことから、平成13(2001)年以降新設は原則として禁止され、既に設置されているものの使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めることとされた。</p>

【地域循環共生圏】

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

【地球温暖化防止活動推進員】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、住民への普及啓発など地域における地球温暖化防止活動の推進役として、都道府県知事等が委嘱するもの。県内では71名(令和2(2020)年4月1日現在)の方が推進員として活動している。

【地球温暖化防止行動計画】

⇒「岡山県地球温暖化防止行動計画」の項を参照

【中間処理】

廃棄物を最終処分する前に、焼却、熔融、脱水、破碎、選別、圧縮などによって、できるだけ廃棄物の体積や重量を減らすとともに、最終処分後も環境に悪影響を与えないようにすること。さらに鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

【中四国環境ビジネスネット（B-net）】

循環資源の利活用による企業間等の連携支援、環境をキーワードに広域ネットワークを活用した企業側の技術開発、市場の動向及び先進事例等に係る情報収集と情報発信、中国地域産学官連携コンソーシアム（さんさんコンソ）と連携した大学シーズに係る情報収集と情報発信を行っている。

な行

【熱回収（サーマルリサイクル）】

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。サーマルリカバリーともいう。

は行

【バイオガス】

家畜の排せつ物や有機性廃棄物（生ごみ、下水汚泥等）などの発酵により発生するメタンを主な成分とする可燃性ガス。近年では廃棄物処理の観点だけでなく、化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして注目されている。

【バイオマス】

本来は、生物（bio）の量（mass）であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。

<p>【排出抑制・資源化率】</p> $\left(1 - \frac{\text{埋立処分量 (t/年)}}{\text{平成17(2005)年度の排出量 (t/年)}}\right) \times 100$ <p>この指標は本県独自のもので、分母を平成17(2005)年度の排出量に固定することにより、簡易な計算式で廃棄物の排出量と埋立処分量の動向を同時に把握しようとするもの。</p>
<p>【不法投棄110番】</p> <p>不法投棄等の早期発見・対応のため、県民からの通報を受ける窓口。</p>
<p>【プラスチック資源循環戦略】</p> <p>第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として、令和元(2019)年5月に策定された。</p> <p>プラスチック資源循環法は、本戦略を具体化したもの。</p>
<p>【プラスチック資源循環法】</p> <p>正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）。多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じることを目的としたもの。本法律は令和3(2021)年6月11日に公布され、令和4(2022)年度に施行される予定。</p>
<p>【プロジェクト推進会議】</p> <p>岡山県環境基本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」及び「ごみゼロ社会づくり」について、各主体が協力して取組を推進するため、関係者等により構成される会議。</p>

ま行

<p>【マイクロプラスチック】</p> <p>ペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが、紫外線や波の力で5mm以下まで細かくなったもののことで、有害物質が付着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっている。人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。</p>
<p>【マイバッグ運動】</p> <p>6月と11月にマイバッグの持参を呼びかける「おかやまマイバッグキャンペーン」、毎月10日にマイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする「岡山県統一ノーレジ袋デー」など、マイバッグの使用を推進する運動。</p>

【マニフェスト制度】

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことで、平成10(1998)年度からは電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上での手続が可能になった。なお、本制度は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法でも採用されている。

【水島エコワークス（倉敷市資源循環型廃棄物処理施設）】

平成17(2005)年度に倉敷市水島地区で稼働開始したサーモセレクト方式のガス化溶融施設で、555トン/日の処理能力を持つ。



倉敷市内の一般廃棄物や水島コンビナート企業等からの産業廃棄物を処理し、有機物はガス化・改質により精製合成ガスとしてコンビナートで利用し、無機物はスラグ、メタル、塩などに資源化している。県下の一般廃棄物のリサイクル率29.1%（令和元(2019)年度）のうち水島エコワークスによる資源化分がおよそ3分の1を占めている。

【木質バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち木材からなるもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

や行

【有害使用済機器】

本来の用途での使用が終了した電気電子機器等のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ適正でない保管が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの。

【優良産廃処理業者認定制度】

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準：①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェストシステムの加入、⑤財務体質の健全性）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定する制度。

【容器包装リサイクル法】

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの中の容積比で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村は分別収集する、容器を製造又は販売する商品に容器包装を用いる事業者はリユースやリサイクルなどによる再商品化を実施するという役割分担を定めている。

【溶融スラグ】

廃棄物等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。なお、一般廃棄物や下水汚泥の溶融スラグについては、JIS規格を遵守することにより、路盤材やコンクリート骨材等としてリサイクルの促進が期待されている。

ら行

【リサイクル】

不要となったものをそのまま、または加工するなどして再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

【リサイクル関連法】

一般に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法、平成12(2000)年4月から完全施行）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法、平成13(2001)年4月から完全施行）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法、平成25(2013)年4月から施行）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法、平成14(2002)年5月から完全施行）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法、平成13(2001)年5月から完全施行）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法、平成17(2005)年1月から完全施行）の6つの法律をいう。また、令和4(2022)年度には、プラスチック資源循環法が施行される予定。

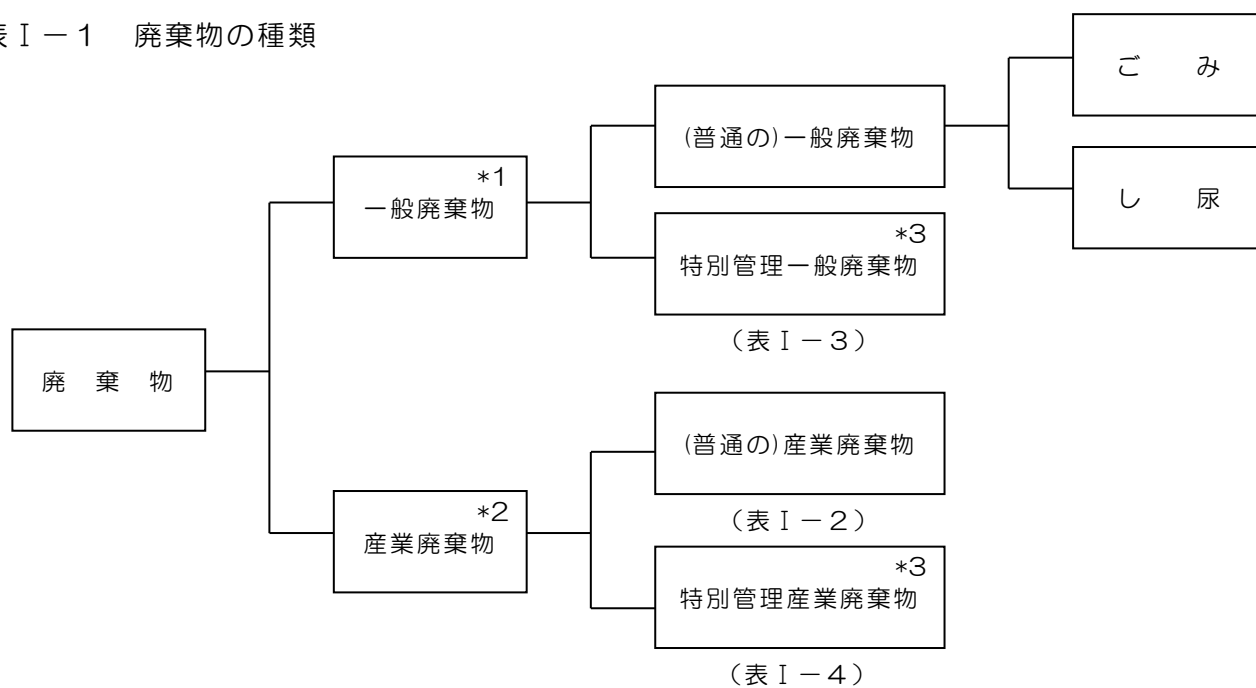
⇒「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「プラスチック資源循環法」の項を参照

【レアメタル】

レアメタル（希少金属）は非鉄金属のうち、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。自動車やIT製品、家電製品などあらゆるハイテク製品の製造に欠かせない貴重な金属である。

2 その他参考資料

表 I - 1 廃棄物の種類



*1：産業廃棄物以外の廃棄物

*2：事業活動により生じた20種類の廃棄物と輸入廃棄物

*3：爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する廃棄物

表 I - 2 産業廃棄物

種 類	例
1 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、無機性汚泥、建設汚泥など
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙 く ず	紙くず及び板紙くすなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕
8 木 く ず	木くず、おがくず、パーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにPCBが染み込んだものに限る。〕
9 織 維 く ず	木綿くず、羊毛くすなどの天然繊維くすなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕
10 動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11 動物系固形不要物	牛の頭部、背髄及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
12 ゴ ム く ず	天然ゴムくすのみ
13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くす、切削くすなど
14 ガラスくす、コンクリートくす及び陶磁器くす	ガラスくす、レンガくす、コンクリートくす（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くす、廃石膏ボードなど
15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鑄物砂など
16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
17 動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
18 動物の死体	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 処 理 物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸 入 廃 棄 物	輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」並びに「携帯廃棄物」を除く。）

表 I - 3 特別管理一般廃棄物

種 類	例
ポリ塩化ビフェニル (PCB) を使用した部品	一般廃棄物である廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジから取り出されたPCB使用部品
廃 水 銀	一般廃棄物である水銀使用製品（蛍光管、ボタン電池、水銀体温計等）から回収された廃水銀
ば い じ ん	1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m ² 以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたもの
感 染 性 一 般 廃 棄 物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物
ダイオキシン類を含むもの	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出され、ダイオキシン類を1グラムにつき3ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥（廃ガス洗浄施設を有するもの）

表 I - 4 特別管理産業廃棄物

種 類	例	
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類（燃焼しやすいもの：おおむね引火点70℃以下）	
廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸（著しい腐食性を有する廃酸）	
廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ（著しい腐食性を有する廃アルカリ）	
感 染 性 産 業 廃 棄 物	医療機関等から排出される、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃 PCB 等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB 汚 染 物	・PCBが塗布されたり、染み込んだ汚泥・紙くず・木くず・繊維くず ・PCBが付着したり、封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類
	PCB 処 理 物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃水銀等及びその処理物	・廃水銀等（廃水銀及び水銀化合物） ・廃水銀等を処分するために処理したもので（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃 石 綿 等	・建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・建築物から除去した、飛散性の石綿含有保温材（石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材並びにこれらと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材） ・石綿建材除去工事において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ・大気汚染防止法第2条第11項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
そ の 他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又は表I-2の20に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質(注)について、環境省令で定める基準に適合しないもの (注)アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類	
ば い じ ん	輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので、環境省令で定める基準に適合しないもの	
ダイオキシン類を含むもの	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出されるダイオキシン類を1グラムにつき3ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥（廃ガス洗浄施設を有するもの）（輸入廃棄物の焼却に限る）	

表Ⅱ ごみ処理状況＜令和元(2019)年度＞（その1）

市町村名	総人口 (人)	① 計画収集 人口 (人)	② 自家処理 人口 (人)	⑤ ごみ排出量					⑧ 自家 処理量 (t/年)
				③ 収集量 (t/年)	④ 直接搬 入量 (t/年)	⑤ 搬入総量 (③+④) (t/年)	⑥ 集団 回収量 (t/年)	⑦ 総量 (⑤+⑥) (t/年)	
岡山市	708,481	708,481	0	217,885	13,861	231,746	45,415	277,161	0
倉敷市	482,308	482,308	0	145,652	30,841	176,493	11,171	187,664	0
津山市	100,714	100,714	0	27,800	5,138	32,938	1,586	34,524	0
玉野市	58,954	58,954	0	18,927	3,270	22,197	1,096	23,293	0
笠岡市	48,018	48,018	0	14,412	914	15,326	828	16,154	0
井原市	39,172	39,172	0	9,282	1,912	11,194	842	12,036	0
総社市	69,284	69,284	0	18,837	5,943	24,780	1,103	25,883	0
高梁市	30,259	30,259	0	9,568	1,223	10,791	0	10,791	0
新見市	29,135	29,135	0	8,696	447	9,143	813	9,956	0
備前市	34,168	34,112	56	7,931	1,146	9,077	1,091	10,168	20
瀬戸内市	37,287	37,281	6	7,603	2,907	10,510	521	11,031	6
赤磐市	42,628	42,628	0	10,591	998	11,589	443	12,032	0
真庭市	44,317	44,317	0	8,851	4,816	13,667	1,015	14,682	0
美作市	27,419	27,419	0	6,522	1,419	7,941	196	8,137	0
浅口市	34,263	34,263	0	9,525	1,578	11,103	974	12,077	0
和気町	14,164	14,164	0	2,301	1,449	3,750	261	4,011	0
早島町	12,545	12,545	0	4,058	341	4,399	0	4,399	0
里庄町	11,174	11,174	0	2,774	377	3,151	169	3,320	0
矢掛町	14,233	14,233	0	3,078	317	3,395	318	3,713	0
新庄村	915	915	0	148	20	168	0	168	0
鏡野町	12,769	12,769	0	3,019	390	3,409	247	3,656	0
勝央町	11,117	11,117	0	2,537	143	2,680	0	2,680	0
奈義町	5,848	5,848	0	1,384	78	1,462	58	1,520	0
西粟倉村	1,444	1,444	0	242	111	353	0	353	0
久米南町	4,823	4,823	0	868	468	1,336	0	1,336	0
美咲町	14,136	14,132	4	3,168	218	3,386	142	3,528	1
吉備中央町	11,246	11,246	0	2,959	65	3,024	0	3,024	0
合計	1,900,821	1,900,755	66	548,618	80,390	629,008	68,289	697,297	27

表Ⅱ ごみ処理状況<令和元(2019)年度>(その2)

市町村名	収集量(③)内訳											
	生活系ごみ						事業系ごみ					
	混合ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	混合ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)
岡山市	0	120,751	4,720	9,437	0	1,143	0	78,734	1,975	0	0	1,125
倉敷市	0	88,617	1,437	4,562	0	286	0	50,651	99	0	0	0
津山市	0	13,343	511	1,803	0	207	0	11,820	8	79	0	29
玉野市	0	12,624	640	1,764	0	71	0	3,273	529	26	0	0
笠岡市	0	7,074	431	1,626	0	59	0	4,919	257	0	0	46
井原市	0	5,349	310	983	0	118	0	2,522	0	0	0	0
総社市	0	10,457	236	1,030	17	19	0	6,926	95	1	0	56
高梁市	0	5,150	173	660	0	82	0	3,337	43	45	0	78
新見市	0	4,373	179	404	0	68	0	3,582	43	0	0	47
備前市	0	6,373	28	669	0	54	0	807	0	0	0	0
瀬戸内市	0	6,238	318	725	86	236	0	0	0	0	0	0
赤磐市	0	6,805	41	547	31	186	0	2,981	0	0	0	0
真庭市	0	5,505	87	866	0	40	0	2,169	19	159	0	6
美作市	0	4,266	36	705	0	0	0	1,451	5	53	0	6
浅口市	0	6,017	295	884	0	102	0	2,183	30	14	0	0
和气町	0	1,269	53	893	0	86	0	0	0	0	0	0
早島町	0	2,083	151	250	0	0	0	1,539	35	0	0	0
里庄町	0	1,878	116	269	0	4	0	507	0	0	0	0
矢掛町	0	1,875	164	463	0	0	0	576	0	0	0	0
新庄村	0	121	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	1,756	55	97	0	165	0	908	5	22	0	11
勝央町	0	1,250	41	272	0	61	0	891	2	20	0	0
奈義町	0	1,212	27	78	0	25	0	41	0	0	0	1
西粟倉村	0	204	1	37	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	600	27	109	0	5	0	127	0	0	0	0
美咲町	0	2,087	96	348	3	117	0	517	0	0	0	0
吉備中央町	0	1,541	113	276	0	23	0	995	6	0	0	5
合計	0	318,818	10,288	29,782	137	3,157	0	181,456	3,151	419	0	1,410

市町村名	直接搬入量(④)内訳											
	生活系ごみ						事業系ごみ					
	混合ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	混合ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)
岡山市	0	332	133	1,454	0	2,649	0	8,869	149	0	0	275
倉敷市	0	0	0	2,991	0	3,913	0	23,767	170	0	0	0
津山市	0	932	46	349	0	1,307	0	2,420	1	5	0	78
玉野市	0	156	92	2	0	637	0	1,430	873	3	0	77
笠岡市	0	390	0	0	0	220	0	304	0	0	0	0
井原市	0	460	301	0	0	150	0	992	0	0	0	9
総社市	0	1,380	151	22	0	962	0	2,756	26	165	0	481
高梁市	0	886	128	147	0	62	0	0	0	0	0	0
新見市	0	250	9	0	0	156	0	31	1	0	0	0
備前市	0	598	245	0	0	148	0	151	4	0	0	0
瀬戸内市	0	1,027	39	17	0	148	0	1,540	26	11	0	99
赤磐市	0	45	68	363	33	121	0	368	0	0	0	0
真庭市	0	1,582	227	269	0	669	0	1,827	42	89	0	111
美作市	0	275	21	107	0	289	0	706	1	0	0	20
浅口市	0	464	154	26	0	85	0	849	0	0	0	0
和气町	0	508	0	65	0	0	0	871	0	5	0	0
早島町	0	8	11	41	0	0	0	281	0	0	0	0
里庄町	0	218	0	0	0	33	0	126	0	0	0	0
矢掛町	0	98	0	2	0	31	0	186	0	0	0	0
新庄村	0	4	1	2	0	3	0	4	0	1	0	5
鏡野町	0	130	8	10	0	155	0	86	0	0	0	1
勝央町	0	55	1	4	0	73	0	10	0	0	0	0
奈義町	0	14	1	2	0	25	0	35	0	0	0	1
西粟倉村	0	5	1	3	0	10	0	82	0	8	0	2
久米南町	0	245	30	55	0	40	0	92	4	0	0	2
美咲町	0	70	4	6	0	94	0	42	0	1	0	1
吉備中央町	0	61	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
合計	0	10,193	1,671	5,937	33	11,980	0	47,825	1,297	292	0	1,162

表Ⅱ ごみ処理状況<令和元(2019)年度>(その3)

市町村名	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱												
	⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱												
	⑨	⑩			⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
市町村名	ごみ処理量					直接 資源化量 (t/年)	合計 (⑨+⑩+⑪) (t/年)	中間処理 に伴う 資源化量 (t/年)	1人1日当たりの 排出量 (⑭)/{(⑩+ ⑲)*366) (g/人・日)	生活系 ごみ (g/人・日)	事業系 ごみ (g/人・日)	減量 処理率 (⑰-⑨)/ (⑰) (%)	リサイクル率 (⑱+⑩+ ⑲)/ (⑱+⑰) (%)
	直接 埋立量 (t/年)	直接 焼却 (t/年)	粗大 処理 (t/年)	資源化 (t/年)	その他 (t/年)								
岡山市	1,508	208,863	10,484	5,659	0	5,232	231,746	25,465	1,069	717	351	99.3%	27.5%
倉敷市	206	165,087	2,147	2,929	1,500	4,624	176,493	70,569	1,063	640	423	99.9%	46.0%
津山市	0	28,690	2,187	1,954	0	282	33,113	4,742	937	545	392	100.0%	19.0%
玉野市	1,680	17,846	999	1,672	0	0	22,197	1,976	1,080	792	288	92.4%	13.2%
笠岡市	0	12,687	1,013	612	0	1,014	15,326	1,111	919	605	314	100.0%	18.3%
井原市	301	9,323	446	1,124	0	0	11,194	1,507	840	594	246	97.3%	19.5%
総社市	0	21,519	2,100	1,161	0	0	24,780	1,762	1,021	606	414	100.0%	11.1%
高梁市	0	9,373	566	852	0	0	10,791	1,108	974	658	316	100.0%	10.3%
新見市	0	8,236	0	503	0	404	9,143	36	934	586	347	100.0%	12.6%
備前市	20	8,044	0	752	0	258	9,074	1,066	813	736	77	99.8%	23.8%
瀬戸内市	0	9,288	0	1,222	0	0	10,510	1,197	808	685	123	100.0%	15.6%
赤磐市	109	10,266	184	173	0	798	11,530	640	771	557	215	99.1%	15.7%
真庭市	50	11,083	507	707	1,012	308	13,667	2,799	905	633	273	99.6%	28.1%
美作市	88	6,699	0	865	0	281	7,933	1,161	811	587	223	98.9%	20.2%
浅口市	229	9,537	0	847	0	492	11,105	941	963	718	245	97.9%	19.9%
和気町	53	2,648	86	59	625	256	3,727	120	774	605	169	98.6%	16.0%
早島町	0	3,911	0	4	197	287	4,399	642	958	554	404	100.0%	21.1%
里庄町	0	2,729	153	99	0	170	3,151	185	812	657	155	100.0%	15.8%
矢掛町	0	2,735	195	213	0	252	3,395	212	713	566	146	100.0%	21.1%
新庄村	0	129	0	15	3	21	168	29	502	472	30	100.0%	29.8%
鏡野町	0	2,880	401	129	0	0	3,410	460	782	561	221	100.0%	19.3%
勝央町	0	2,206	0	115	60	165	2,546	329	659	432	227	100.0%	19.4%
奈義町	0	1,387	0	25	16	8	1,436	74	710	674	36	100.0%	9.4%
西栗倉村	4	297	4	0	0	48	353	28	668	494	174	98.9%	21.5%
久米南町	0	1,064	108	62	0	102	1,336	219	757	629	127	100.0%	24.0%
美咲町	0	2,719	0	667	0	0	3,386	654	682	573	108	100.0%	22.6%
吉備中央町	0	2,597	147	280	0	0	3,024	339	735	489	245	100.0%	11.2%
合計	4,248	561,843	21,727	22,700	3,413	15,002	628,933	119,371	1,002	662	341	99.3%	29.1%

表Ⅲ－１ 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

（令和3（2021）年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 岡南環境センター	岡山市南区豊成1-4-1	220	S53	岡山市
	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田486-1	300	H6	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S53	玉野市
	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	39	H10	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	43	H9	瀬戸内市
	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎197-1	44	H26	赤磐市
	和気町 和気町クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H30	和気町
備中	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H6	倉敷市（早島町）
	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H11	新見市
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H10	倉敷市、浅口市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	200	H11	笠岡市、浅口市、里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	56	H10	高梁市、吉備中央町
	水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 (うち一機等303)	H17	倉敷市
美作	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市樫西290	30	H11	真庭市
	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H3	真庭市（新庄村）
	美作市 美作クリーンセンター	美作市杉原340	34	H26	美作市（西粟倉村）
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H5	岡山市、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H6	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	128	H27	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合	計	22	2,866		

備考：構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。

表Ⅲ－２ 一般廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設）

（令和3(2021)年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地 453-5	58	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町 428-2	26	H26	岡山市
	玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設	玉野市槌ヶ原3072- 5	35	H5	玉野市
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田 481	36	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H7	笠岡市、井原市、浅口 市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S55	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市樫西290	5	H11	真庭市
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H6	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	16	H27	津山市、鏡野町、勝央 町、奈義町、美咲町
合 計		10	336		

備考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出施設

表Ⅲ－３ 一般廃棄物処理施設（再生利用施設）

（令和3(2021)年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地 453-5	27	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428- 2	17	H26	岡山市
	玉野市 リサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
	備前市 日生清掃工場選別施設	備前市日生町寺山680-1	8	S53	備前市
	瀬戸内市 長船クリーンセンター	瀬戸内市長船町西須恵 160	8	H1	瀬戸内市
備中	倉敷市 資源選別所	倉敷市水島川崎通1-18	15	H8	倉敷市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口 市、矢掛町、里庄町
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	10	H9	倉敷市、総社市
	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527- 1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市榎西290	6	H11	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	18.05	H27	津山市、鏡野町、勝央 町、奈義町、美咲町
合 計		11	157.65		

備考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出施設

表Ⅲ－４ 一般廃棄物処理施設（最終処分場）

（令和3(2021)年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (m3)	埋立物								埋立開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他	
備前	岡山市 三手最終処分場	岡山市北区三手108-1	平地	○		12,600	59,700			○			○	○		埋立前
	岡山市 山上新最終処分場	岡山市北区山上152	山間	○		36,900	450,000			○			○	○		2006
	岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場	岡山市北区建部町大田 4204-5	山間	○		5,354	10,800						○			1985
	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802-8	山間	○		42,000	333,200			○			○	○		1992
	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952-1	山間	○		10,400	94,550			○			○	○		1983
	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河855-2	山間	○		4,390	15,554						○	○		1996
備中	倉敷市 東部最終処分場（2期）	倉敷市二子1923-5	山間	○		33,000	330,000						○	○	○	2002
	総社市 新一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3740	山間	○		13,265	114,000			○			○	○		2018
	井原市 一般廃棄物埋立処分場	井原市高屋町5090外	山間	○		7,095	32,980			○				○	○	1990
	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮河内 1940-24	山間	○		4,200	27,400			○			○	○		2007
	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹地内	山間	○		8,400	39,700			○						2000
	早島町 一般廃棄物埋立処分場	早島町矢尾地内	山間	○		42,000	224,000			○		○			○	1981
	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5318	山間	○		22,000	126,000			○				○		1980
美作	真庭市 ガシキ処分場	真庭市櫻東1379-18外	山間	○		5,629	36,485								○	1996
	真庭市 一般廃棄物最終処分場	真庭市目木772-107外	山間	○		4,500	29,432			○			○	○		1999
	美作市 一般廃棄物最終処分場	美作市杉原325外	山間	○		800	3,400			○			○		○	2019
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	津山市領家1411-1外	山間	○		2,530	30,000			○			○		○	2016
合 計		17			255,063	1,957,201										

表Ⅲ－５ 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）

（令和3（2021）年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (k l/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市北区一宮217	100	S43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S54	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市南区当新田488-4	170	S60	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市東区犬島179	0.35	S62	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	H6	玉野市
	備前市 備前市衛生センター	備前市穂浪2459-1	34	H28	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S62	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合 神崎処理場	岡山市東区神崎町2676	180	H9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市北区御津鹿瀬650	42	H4	岡山市、久米南町 吉備中央町
	和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	72	H14	赤磐市、和気町
	備中	倉敷市 白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S40
倉敷市 水島し尿処理場		倉敷市水島川崎通1丁目	128	S44	倉敷市
倉敷市 玉島し尿処理場		倉敷市玉島乙島8255	70	S56	倉敷市
新見市 衛生センター		新見市金谷252	43	H28	新見市
備南衛生施設組合 清鶴苑		倉敷市茶屋町1919	80	S60	岡山市、倉敷市、早島町
総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路		総社市窪木1101-1	90	H19	倉敷市、総社市
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター		笠岡市平成町100	210	S63	笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町
高梁地域事務組合 し尿処理場		高梁市段町748	62	S50	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 し尿処理施設旭水苑	真庭市野原9-1	100	H6	真庭市、新庄村、鏡野町、 美咲町
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理組合 汚泥再生処理センター	津山市川崎443外	170	H31	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田31-2	74	S61	美作市、勝央町、美咲町 西粟倉村、奈義町
合 計		21	2,183		

表IV-1 産業廃棄物処理状況（業種別）＜令和元(2019)年度＞（その1）

区分 種類	発生量			有償物量			排出量			自己中間処理量			自己中間処理後量			自己未処理量			自己最終処分量				
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E1)	(E2)	(自己中間処理後の処理内訳)			(G)	(G1)	(G2)	(自己未処理の処理内訳)			(H)	(I)					
								再 生 利 用 量	自 己 最 終 処 分 量	委 託 中 間 処 理 量				委 託 直 接 最 終 処 分 量	委 託 中 間 処 理 量	自 己 最 終 処 分 量			再 生 利 用 量	自 己 最 終 処 分 量	委 託 中 間 処 理 量	委 託 直 接 最 終 処 分 量	其 他 量
合計	6,007	424	5,583	2,867	681	449	218	14	0	2,716	380	0	2,226	107	3	2,568	0						
鉱業	15		15	6	2					9	0		9			9							
建設業	811	3	809	22	17	11	5	0	0	786	6		755	25	0	786							
製造業	3,261	164	3,098	1,420	558	435	116	7	0	1,678	373	0	1,226	79	0	1,427	0						
食品	198	5	193	121	25	1	24			73	10		60	3		87							
飲料・飼料	81	6	75	49	11	8	4			26	0		26			30							
繊維	60	0	60	4	1	1	1	0		56	0		55	1		56							
木材	4	1	3	0	0	0	0			3			3			3							
家具	11	0	11	2	0	0	0			9			9			9							
ハルブ・紙	152	1	151	43	8	1	8	0		108	12		93	3		103							
印刷	16	4	12	3	0	0	0			9	0		9			9							
化学	987	35	952	735	250	192	57	1		217	10	0	196	11		265	0						
石油・石炭	104	13	90	74	42	36	6			16	2		14	0		19							
プラスチック	55	3	52	9	5	1	4			43	0		42	1		47							
ゴム	15		15							15	0		14	1		15							
皮革																							
窯業・土石	152	11	141	70	11		10	0		71	4		57	10		78							
鉄鋼	1,125	4	1,121	260	201	195	6			862	320		499	42		547							
非鉄金属	9	0	9							9			7	2		9							
金属	63	17	46	0	0	0	0			45	1		44	0		45							
はん用機器	23	7	15							15	0		15	0		15							
生産用機器	24	6	18	2	0		0			16	0		13	2		16							
業務用機器	1	0	1							1			1			1							
電子部品	73	3	70	47	2		2			23	0		23	0		25							
電気機器	4	1	3							3	0		3	0		3							
情報通信機器	0	0	0	0	0	0	0			0	0		0	0		0							
輸送用機器	102	45	57	1	1	1	0			56	12		41	3		44							
その他	2		2							2	0		2	0		2							
電気・水道業	1,838	248	1,590	1,419	105	1	97	7	0	171			165	2		275							
電気業	400	248	152							152			147	2		152							
ガス業	0	0	0							0			0			0							
上水道業	99		99	98	4	1	3	0	0	1			1	0		4							
工業用水道	22		22	22	0	0				0			0	0		0							
下水道業	1,317		1,317	1,300	101		94	7		18			18			118							
情報通信業	7	6	1							1	0		1	0		1							
運輸業	9	1	9	0	0		0			9	0		9	0		9							
卸・小売業	29	1	28							28	0		28	0		28							
宿泊・飲食	4	0	4							4	0		4	0		4							
医療・福祉	23	0	23							23	0		23	0		23							
サービス業※1	6	1	6	0	0		0			5	0		5	0		5							
その他の業種※2	3	1	3							3	0		3	0		3							

注1)本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)※1「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」及び「サービス業」の合計値である。※2)その他の業種は、「林業」、「漁業」、「物品買置業」及び「公務」の合計値である。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜令和元(2019)年度＞（その1）

区分 種類	発生量		有償物量		排出量		自己中間処理量		自己中間処理後量		自己未処理量		自己最終処分量					
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E1)	(自己中間処理後の処理内訳)			(G)	(自己未処理の処理内訳)				(H)	(処理先地域の内訳)		
							自己最終処分量	委託中間処理量	委託直接最終処分量		自己最終処分量	(G2)	(G3)	(G4)		(G5)	県内	県外
(E2)	(E3)	(E4)	(E5)	(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	(I)	(J)								
合計	6,007	424	5,583	2,867	681	449	218	14	0	2,716	380	0	2,226	107	3	2,568	0	0
燃え殻	36	4	31	0	0	0	0	0	0	31	2	0	27	2	0	29	0	0
汚泥	3,136	35	3,102	2,715	601	391	196	14	0	387	13	0	368	5	0	583		
有機性汚泥	1,765		1,765	1,537	139	3	129	7	0	228	12	0	215	1	0	352		
無機性汚泥	1,372	35	1,337	1,178	462	388	68	7	0	159	1	0	153	4	0	232		
廃油	76	4	72	3	1	0	1	0	0	69	12	0	57	0	0	58		
一般廃油	68	3	65	1	0	0	0	0	0	63	12	0	51	0	0	51		
廃溶剤	5	1	4							4			4			4		
その他	3	3	3	1	1	1	1			2			2			3		
廃酸	55	2	53	25	1		1			28	2		26			28		
廃アルカリ	70	0	70	16	3	2	1			55			55			55		
廃プラスチック類	229	10	219	16	9	2	7	0	0	203	1	0	198	3	0	208		
廃ガラス・プラスチック	219	10	209	16	9	2	7	0	0	192	1	0	188	3	0	199		
廃タイヤ	10	0	10							10	0		10	0		10		
紙くず	15	3	12	1	1	1	0	0	0	12	0		9	3		11		
木くず	169	2	166	3	1	1	0	0	0	163	0		160	4		164		
繊維くず	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0		2	0		2		
動植物性残さ	66	9	57	19	8	8	0	0	0	38	10		28	0		28		
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0		
ゴムくず	0	0	0							0	0		0	0		0		
金属くず	367	321	46	0	0	0	0	0	0	46	13		33	0		33		
ガラス陶磁器くず	116	1	116	15	7	0	7	0	0	101	7		73	22		101		
鉱さい	309	10	300	0	0	0	0	0	0	299	92		182	25		207		
がれき類	768	1	767	55	49	45	5	0	0	712	32		653	27		685		
コンクリート片	338	1	336	13	8	7	1	0	0	323	1		321	1		323		
廃プラスチック	244	0	244	41	41	38	3	0	0	203	4		198	1		202		
その他	186	0	186	0	0	0	0	0	0	186	27		134	25		159		
ばいじん	555	21	534	0	0	0	0	0	0	534	195		320	16		339		
その他の産業廃棄物	0		0							0	0		0	0		0		
感染性廃棄物	36	1	36	0	0	0	0	0	0	36	0		35	0		36		
混合物	17		17							17			17	0		17		

注1)本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)「変換」、「無変換」の定義については、本編3頁の「5.産業廃棄物の種類の区分について」を参照のこと。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜令和元(2019)年度＞（その2）

区分 種類	委託処理量										委託中間処理量				委託先地域の内訳				委託中間処理量				再生 利用量		最終処分量		その他 量	資源化 量
	委託直接最終処分量		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(処理後の処理内訳)		(M)	(M1)	(M2)	(R)	(Q)	自己処分	委託処分									
	(K)	(O)	業者	自治体	県内	県外	業者	自治体	県内	県外	再生 利用量	最終 処分量																
	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)								
合計	2,565	121	121	0	119	2	2,444	2,437	7	1,699	744	1,947	1,795	152	2,625	273	0	0	276	3	3,048							
燃え殻	29	2	2	2	2	0	27	27	19	8	8	27	27	0	29	2	0	2	0	33								
汚泥	583	19	19	0	19	0	564	563	2	503	62	245	187	58	592	77	0	77	0	626								
有機性汚泥	352	8	8	8	8	0	344	342	2	319	25	142	113	29	129	37	0	37	0	129								
無機性汚泥	232	11	11	0	11	0	221	221	184	37	103	103	74	28	463	39	0	39	0	498								
廃油	58	0	0	0	0	0	58	58	34	25	29	29	28	1	40	1	0	1	0	44								
一般廃油	51	0	0	0	0	0	51	51	30	21	26	26	25	1	37	1	0	1	0	40								
廃溶剤	4	0	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2								
その他	3	0	0	0	0	0	3	3	2	2	2	2	2	0	2	0	0	0	0	2								
廃酸	28	0	0	0	0	0	28	28	14	14	5	5	5	0	7	0	0	0	0	9								
廃アルカリ	55	0	0	0	0	0	55	55	27	28	12	11	11	1	14	1	0	1	0	14								
廃プラスチック類	208	3	3	0	3	1	205	205	0	126	79	155	127	27	130	31	0	31	0	141								
廃プラスチック	199	3	3	0	3	1	195	195	0	124	71	145	117	27	120	31	0	31	0	131								
廃タイヤ	10	0	0	0	0	0	10	10	1	8	10	10	10	0	10	0	0	0	0	10								
紙くず	11	3	3	3	3	0	9	9	9	0	0	8	8	0	9	3	0	3	0	12								
木くず	164	4	4	4	4	0	160	158	2	153	6	149	142	6	143	10	0	10	0	145								
繊維くず	2	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1								
動植物性残さ	28	0	0	0	0	0	28	25	3	26	2	24	18	6	36	6	0	6	0	44								
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
金属くず	33	0	0	0	0	0	33	33	0	32	0	33	31	1	45	1	0	1	0	306								
ガラス陶磁器くず	101	22	22	0	21	1	80	80	0	63	16	78	67	11	74	33	0	33	0	75								
鉱さい	207	25	25	1	182	182	182	182	26	156	182	182	181	1	273	27	0	27	0	283								
がれき類	685	27	27	0	27	0	658	658	0	597	61	658	635	23	711	50	0	50	0	713								
コンクリート片	323	1	1	1	322	322	322	322	1	322	1	322	320	3	327	3	0	3	0	329								
廃アスファルト	202	1	1	1	201	201	201	201	199	2	201	199	2	240	3	0	0	3	0	240								
その他	159	25	25	0	135	135	135	135	0	77	58	135	116	18	143	43	0	43	0	143								
ばいじん	336	16	16	16	320	320	320	320	38	282	320	317	3	512	19	0	0	19	0	533								
その他の産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
燃焼性産業廃棄物	36	0	0	0	35	35	35	35	30	5	21	9	12	9	16	16	0	16	0	10								
混合物等	17	0	0	0	17	17	17	17	12	4	3	1	2	1	2	2	0	2	0	1								

注1)本結果表では産業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)「委託」、「無委託」の定義については、本編3頁の「5.産業廃棄物の種類の区分について」を参照のこと。